同意兼誓約書

私は、特別加入の申込みにあたり、次の事項を確認・了承し、必要な事項を遵守します。

1．加入について

- 申込内容に相違なく、建設業の一人親方等として特別加入の要件を満たしています。
- 加入に必要な情報と書類がすべて揃い、入金が確認された後に、当組合が労働局へ届出を行います。
- 特別加入日は、労働局への届出日の翌日以降 30 日以内の希望する日となります。
- 特別加入日をさかのぼることはできません。

2．保険料・組合費について

- 保険料や組合費は月単位で計算し各期毎の指定された期限までに支払います。
- 労災保険料、組合費その他の費用を、指定された期限までに支払います。
- 加入初年度の組合費は、年度の途中で脱退した場合でも返金されません。

3．脱退について

- 脱退を希望する場合は、脱退希望日の７日前までに組合へ連絡します。
- さかのぼった日付（死亡を除く）での脱退はできません。
- 脱退の連絡が遅れて月をまたいだ場合は、連絡を受けた月までの労災保険料と組合費が発生します。

4．労災事故について

- 労災事故が発生した場合は、事故の状況を正確に報告します。
- 必要書類を提出し、組合による事実確認に協力します。
- 特別加入日前に発生した事故は、労災保険の補償対象となりません。
- 虚偽の報告や、不正な方法による保険給付の受給・請求は行いません。
- 建設業一人親方の特別加入の条件に合わないことにより、労災保険給付を受けられない場合がある旨を了承します。
- 必要な健康診断を受診せず、それが理由で労災保険給付を受けられない場合がある旨を了承します

5．組合の判断による脱退手続きについて

次のいずれかに該当した場合は、組合員本人の同意を要することなく、当組合の判断による脱退の手続きとなる旨了承します。

- 催告１週間経過後も保険料や組合費を支払わないとき
- 当組合から電話・郵便等により連絡をしても、連絡が取れなくなったとき
- 虚偽の報告や不正受給を行い、または行おうとしたとき
- 特別加入の要件を満たしていないことが判明したとき
- 組合の名誉を毀損したとき

6．最後に

本書に定める事項に基づき当組合が適正に手続きを行った結果について、当組合の責めに帰すべき事由がない場合、当組合はこれにより生じた損害について責任を負いません。

上記の内容を確認・了承し、同意のうえ申し込みます。